

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和6年2月14日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

### 第3 請求人の主張の要旨

1か月分の生活扶助費は6万円くらいと考えていたが、（令和6年）3月分は25,990円と額が少なく、不服である。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 7月18日	諮問
令和7年 7月25日	請求人から主張書面を収受
令和7年 9月24日	審議（第104回第3部会）
令和7年10月29日	審議（第105回第3部会）

### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

## 1 法令等の定め

### (1) 保護の補足性・基準

法8条1項は、保護は、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている保護の種類（生活扶助、住宅扶助等）ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

### (2) 住宅扶助

住宅扶助については、保護基準及び「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃、間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成27年4月14日付社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知）において、家賃等の額が級地別に定められている。

そして、請求人の居住する東京都特別区内においては、同通知により、世帯員1名の場合は月額53,700円の範囲内の額とされているが、これによりがたい家賃等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、69,800円の範囲内において必要な額を認定して差し支えないとされている。

### (3) 職権による保護の変更

法25条2項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

## 2 本件処分についての検討

住宅扶助の上限額は月額で定められるところ（上記1・(2)）、請求人の住居に係る宿泊料は一泊当たり2,250円と日額で定められているから、月ごとに一定しないことになる。そして、本件処分における住宅扶助は令和6年3月分であるから、 $2,250円/日 \times 31日 = 69,750円$ となり、上記1・(2)の上限額69,800円の範囲内で

ある。したがって、請求人に支給される同月分の住宅扶助費は、69,750円である。

以上のとおり、本件処分は、上記1の法令等の定めに基づいて適正に行われたものであり、また、保護費の算定においても違算は認められないから、本件処分に違法又は不当な点はない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、令和6年3月分の生活扶助費を不服とするが、本件処分は「住宅扶助額変更」をその理由とするものである。本件処分に違法又は不当な点がないことは上記2のとおりであるから、請求人の上記主張は理由がない。

なお、請求人より、令和7年7月25日付けで、審理員意見書に対する主張書面が提出されたため、審査会として慎重に吟味したが、生活扶助費の額が少ないことを重ねて主張するにとどまるものであるといわざるを得ない。本件処分については、上記2のとおり、処分時における処分庁の認定判断に不合理な点があったということはできないから、請求人の主張は採用することができない。

### 4 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田攝子、青木淳一、澄川洋子